

KPMG Insight

KPMG Newsletter
November 2014

IFRS 第9号「金融商品」における
減損規定



A collage of various business terms and acronyms, including Audit, GLOBAL, IFRS, Tax, Financial Instruments, Management Innovation, and Information Technology, overlaid on a blue background.

Volume
9

IFRS第9号「金融商品」における減損規定

有限責任 あずさ監査法人

IFRS アドバイザリー室 シニアマネジャー 中川 祐美
金融事業部 ディレクター 大庭 寿和

国際会計基準審議会（IASB）は、2014年7月24日、IFRS第9号「金融商品」（2014年版、以下「IFRS第9号」という）を公表し、新たな減損の概念である予想信用損失モデルを導入しました。現行のIAS第39号「金融商品：認識及び測定」における発生損失モデルと異なり、将来見積りを反映することにより信用損失の認識遅れに対応し、商品種類に関係なく単一のモデルを適用することで会計処理の複雑性低減を図っています。

本稿では、新たに導入される減損規定に関して、その概略を説明するとともに、実務上で論点になりうると考えられる内容について、Q&A形式で解説します。なお、文中の意見に関する部分は筆者らの私見であることを、あらかじめお断りいたします。



なかがわ ひろみ
中川 祐美
IFRSアドバイザリー室
シニアマネジャー

【ポイント】

- IAS第39号における発生損失モデルに替えて、予想信用損失モデルが採用された。IFRS第9号は、信用リスクのある金融商品に適用される単一のモデルを提供している。
- 予想信用損失モデルにおいては、金融資産の信用の質の変化に応じて、異なる測定方法に基づいて予想信用損失に係る引当金が測定される。
- 金融資産の信用が毀損している証拠の有無により、利息収益の算定方法が異なる。
- 売掛債権、契約資産およびリース債権については、信用の質の変化を考慮せず残存期間にわたる予想信用損失を認識することが認められる。



おおば としあき
大庭 寿和
有限責任 あずさ監査法人
金融事業部
ディレクター

I はじめに

2014年7月に公表されたIFRS第9号は、減損損失の認識について、予想信用損失モデルという新しい概念を導入しました。

それまでのIAS第39号においては、金融商品の減損は、信用事象が発生して、はじめて認識するという発生損失モデルを採用していました。発生損失モデルによると、経済状況が悪化する局面で損失の認識が遅くなる一方、対応する利息収益は信用事象の発生の前に認識されているため、利息収益が前倒しで計上される、という問題点が指摘されていました。ま

た、金融商品が貸付金であるか、証券であるかによって計上される金額が異なるという複雑性についても批判がなされていました。金融危機のうち、これまでの減損規定において採用されていた発生損失モデルの問題点に対応するべく、IFRS第9号は、予想信用損失モデルを採用することとなりました。

II IFRS第9号の減損規定の原則的なアプローチの概要

予想信用損失モデルは、信用事象の発生にかかわらず、将来に関する情報を考慮して予想信用損失を見積もります。その結果、信用リスクに関する見積りの変化を直ちに引当額に

反映して損失を認識するため、発生損失モデルよりも早く損失が認識されることが期待されています。

IFRS第9号の予想信用損失モデルにおいては、企業は、当初認識後の金融商品の信用の質の変化の程度に応じて、異なる測定方法を用いて算定された信用損失、利息収益を認識します（図表1参照）。金融商品は、その信用の質の変化に応じてステージ1、2、3に分類されます。原則として、すべての金融商品は、当初はステージ1からスタートし、報告日において、金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加していない場合はステージ1のままであります。一方、報告日において、金融商品の信用リスクが当初認識時よりも著しく増加している場合はステージ2に分類されます。さらに信用毀損の証拠がある場合にはステージ3に分類されます。

ステージ1の金融商品は、「12ヶ月の予想信用損失」が、予想信用損失として測定かつ引当計上され、ステージ2またはステージ3の金融商品は、「残存期間にわたる予想信用損失」が、予想信用損失として測定かつ引当計上されます。

また、利息収益は実効金利法で算定されますが、その計算方法は一律ではありません。ステージ1とステージ2の金融資産については、予想信用損失に係る引当金を控除しない償却原価（グロスの帳簿価額）に当初の実効金利を乗じて計算します。ステージ3は、予想信用損失に係る引当金を控除した償却原価（ネットの帳簿価額）に当初の実効金利を乗じて計算します。信用毀損の証拠のあるステージ3の金融商品についても、利息収益は計上されます。

Ⅲでは、減損規定を適用するにあたって、実務において論点になりうると考えられる内容について、Q&A形式で解説します。

III Q & A

1. 適用範囲

Q1 新たな減損規定の対象となる金融資産は何ですか？

A

IFRS第9号の減損規定は、信用リスクのある金融商品に適用される単一のモデルです。株式などの資本性金融商品や公正価値オプションで指定した金融商品、デリバティブ等は対象外ですが、償却原価で事後測定される資産（例：貸付金）、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される（FVOCI）区分の負債性金融商品（例：債券）や、貸付金と同様にリスク管理される商品（例：金融保証契約、ローンコミットメント）、さらにリース債権や売掛債権および契約資産が対象となります。

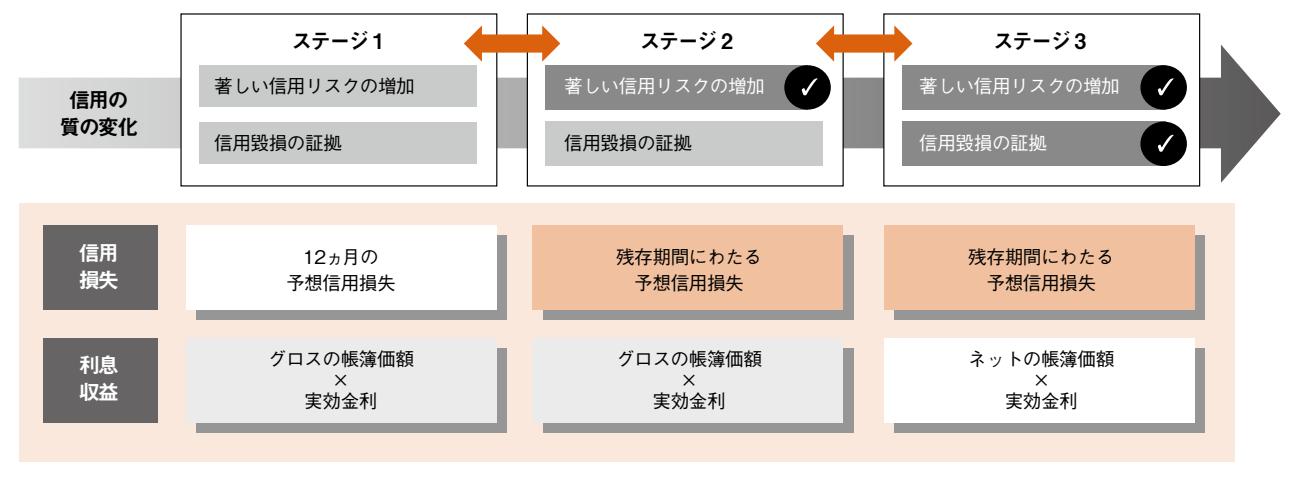
2. ステージ移動（信用リスクの変化の評価）

Q1 「著しい信用リスクの増加」とはどのように判定されますか？

A

著しい信用リスクの増加は相対的な概念であり、信用リスクの当初認識時からの変動に基づき判定されます。なお、損失額の変動ではなく、金融商品に債務不履行が発生するリスクをベースに判断します。しかし、IFRS第9号は「著しい」を定義してはおらず、企業が自社のリスク管理実態に基づいて判断することが必要です。また、「債務不履行」の定義については、各企業のリスク管理におけるデフォルト定義と整合させるものの、90日延滞に達した場合は「債務不履行」とみなす、反証可能な前提があります。

図表1 減損規定の原則的なアプローチ



Q2 当初認識時からの相対的な信用リスクの変化を評価する
IFRS第9号の予想信用損失モデルと、一定時点の絶対的な信用リスクの水準を評価する手法（信用リスク管理で用いられている手法）とは、どのように異なりますか？

A

当初認識時からの著しい信用リスクの増加を評価する相対的アプローチでは、原則としてすべての金融商品は当初認識時においてステージ1からスタートし、その後当初認識時からの信用リスクの変動に応じてステージ移動となるか否かが評価されます。これに対し一般の信用リスク管理で用いられる絶対的アプローチでは、当初認識時からの信用リスクの変動ではなく現時点の信用リスクの絶対水準のみに基づいて信用リスクが評価されます。たとえば、A銀行が（信用状況に懸念のない）Y社にローン1を提供、数年後にY社の経営状態が悪化、ただしその時点の信用リスクに見合った条件で新たなローン2を提供、その後は信用リスクの変動がなく報告日を迎えたという状況があったとします。この時、相対的アプローチにおいては、ローン1をステージ2に移動させる一方、ローン2は当初認識時からの信用リスクの変動がないためステージ1に分類することになります。これに対し、絶対的アプローチにおいては、報告日時点の信用リスクのみが評価されるためローン1もローン2も同様の評価結果となります。IFRS第9号の予想信用損失モデルにおいては、相対的アプローチが採用され、絶対的アプローチは原則棄却されています。

Q3 日本基準では債務者単位で信用リスク評価を行います。
「著しい信用リスクの増加」の評価についても債務者単位で判断しますか？

A

原則として個別商品単位で評価されます。したがって、同じ債務者への貸出でも実行時期が異なれば評価も異なるような状況も発生する可能性があります。たとえば、20X0年にA銀行がQ社（内部格付が10段階のうち4格。信用リスクが低いのは1格であり10格が最大である）に期間15年、10,000の融資を行ったとします。20X5年に内部格付が6格となり、A銀行は追加で期間5年、5,000の融資を行いました。その翌年、Q社の信用リスクが悪化し、A銀行は内部格付を8格としました。このような状況では、20X5年の時点からみても、Q社の信用リスクが著しく増加している、と判断される場合には、個別の商品単位でも債務者単位でも、信用リスクの悪化の評価は変わりません。

一方、20X0年にA銀行がX社（内部格付が10段階のうち4格）に期間20年、15,000の融資を行い、20X5年、X社の信用状態が悪化し、A銀行はX社の内部格付を7格としたとします。この時点で、A銀行は著しい信用リスクの増加がある、と判断しました。その後、20X6年に追加で5,000の融資を行いまし

た。このケースの場合は、20X6年の融資は、悪化した信用リスクに基づいた条件で行われているため、その後に状況が変わらなければ、新たなローンについては、著しい信用リスクの増加があるとはいえない。したがって、このようなケースでは、個別商品での信用リスクの変化を考慮せずに債務者単位での評価を行うことは、減損モデルの目的に合致しないことになります。

Q4 「著しい信用リスクの増加」の評価において内部のリスク管理で用いている格付や格付別のデフォルト率を活用する際の留意点は何ですか？

A

予想信用損失の測定においては現在の状況および将来の経済状況に関する予測が含まれている必要があること、延滞情報よりフォワードルッキングな情報を入手できるのであればその情報を信用リスクの変化の評価に利用しなくてはならないことなどが要件となっています。したがって、遅行性のある財務データ等のみから格付を付与している場合は、期中の債務者の状況および債務者を取り巻く経営環境などを信用評価に反映させる仕組みが必要となる可能性があります。また、過去のデフォルト件数を単純平均するなど過去実績に強く依存したデフォルト率を用いている場合は、現在および将来の状況の予測を反映させるための調整が求められます。

Q5 「相対的アプローチ」においては当初認識時からの信用リスクの変化を把握するための手当てが必要となりますか、どのような点に留意すべきでしょうか？

A

基本的に当初認識時と報告日の信用リスク関連情報を個別商品単位で比較する必要があります。たとえば、デフォルト率の水準の変化によって「著しい信用リスクの増加」を評価しようとする場合は、一般的には「個別商品の格付」「格付に対応するデフォルト率」「個別商品の残存期間」といった情報の蓄積および比較のための手当てが必要となります。また、リスク管理高度化の観点から格付制度やデフォルト率推計方法を変更することはよくあることですが、その際に当初認識時の情報も適切に変更すべきか否かといった方針についても明確化することが望ましいといえます。

Q6 当初認識時の信用リスクとの比較を省略するような手法は認められませんか？

A

信用の質の悪化の評価に伴う複雑性を低減させるために、報告日における金融商品の信用リスクが低い場合（たとえば、貸付金の内部の信用格付が外部の信用格付の「投資適格（invest-

ment grade)」と同等かそれ以上である場合には、その貸付金の信用リスクは低いと考えられる)、金融商品の信用リスクが当初認識時より著しく増加していないとみなす容認規定が導入されています。また、簡便的な評価方法として、特定のポートフォリオについて当初認識時においてあらかじめ許容できる最大限の信用リスクを設定し、報告日に当該最大限の信用リスクと比較する方法の例示が挙げられています。

Q7 個々の債権について頻繁にアップデート情報を入手することが困難です。延滞情報を用いて著しい信用リスクの増加を判断することはできますか？

A

著しい信用リスクの増加の評価においては、過度なコストおよび労力を要せずに入手可能な、将来の情報を含めた合理的かつ裏付け可能な情報に基づき、様々な要因を包括的に評価することが必要です。

合理的かつ裏付け可能な将来の情報を入手するのに過度なコストおよび労力が必要な場合には、延滞情報を用いることができます。ただし、契約で定められた支払期限を30日超過した場合には、金融資産の信用リスクが当初認識時より著しく増加しているとみなします。ただし、この規定は反証可能であり、たとえば、事務的なミスによる30日超延滞でその後支払いが行われるような場合は著しい信用リスクの増加に該当しません。また、信用リスクの著しい増加と30日超延滞に相関がなく、60日超延滞など他の日数と相関があることを裏付ける証拠がある場合には、60日超延滞など他の日数を使うことも可能です。

Q8 信用が毀損している、とはどのような状態ですか？

A

金融商品がステージ3に移動するのは、信用が毀損している状態となったときですが、信用毀損が生じたとする証拠には、たとえば以下のような事象の発生が含まれます。

- 債務者の重大な財務的困難
- 債務不履行・延滞のような契約違反
- 債務者の財務的困難に起因する債務者への譲歩
- 債務者が倒産または債務整理する可能性が高まったこと
- 財政的困難によってその金融商品の活発な市場が消滅したこと
- 既に発生した信用損失を反映してディープディスカウントで金融資産を購入または組成したこと

Q9 著しい信用リスクの評価において個別商品を集約したグループ単位で行うことは可能ですか？

A

IFRS第9号は評価を個別に行うべきか、グループ単位で行うべきかについてのガイダンスは提供していません。しかし、個別単位での見積りが難しい場合には、著しい信用リスクの増加の評価は、グループごとに行う必要があります。これは、リテールローンのような金融商品については、実際の延滞や貸倒れが発生するまで、著しい信用リスクの変化は把握できない可能性があり、個別の金融商品に関する信用情報だけに基づいて計上される引当金では当初認識時からの信用リスクの変化を正確に表さない可能性があるからです。

グループ単位で評価するためには、金融商品をリスク特性(たとえば、金融商品の種類、信用格付け、担保の種類、産業、債務者の所在地別等)に応じてグルーピングする必要があります。

Q10 不良債権を購入しました。ステージ1からスタートすることになりますか？

A

不良債権を購入する場合など、当初認識時において信用が毀損している商品に関しては、Ⅱで記載した原則的なアプローチは適用せず、特別な規定が設けられています。

当初認識時において信用が毀損している商品は、ステージ分けを行わず、当初認識時に減損損失に係る引当金は計上しません。その代わりに、実効金利を算定する際、残存期間にわたる予想信用損失を見積キャッシング・フローに含め、「信用リスクを調整した実効金利」を算定し、この実効金利を適用して、償却原価・利息収益を計算します。

当初認識後は、残存期間にわたる予想信用損失の変動を、減損に係る利得または損失として純損益に計上し、対応する金額を引当金に計上します。

当初認識後に信用毀損の証拠がなくなった場合においても、引き続き残存期間にわたる予想信用損失の累積変動に基づき引当計上が行われます。

3. 予想信用損失の見積り

Q1 貸倒実績率を用いて予想信用損失を算定することはできますか？

A

予想信用損失の見積りにあたっては、企業は様々なアプローチを使用することができますが、以下を反映する必要があります。

- 起こりうる結果を評価することにより決定した、偏りがない、發生確率で加重平均した金額
- 貨幣の時間価値
- 過去の事象、現在の状況、および将来の経済状況に関する、合理的かつ裏付け可能な情報。これらの情報については、過度なコストおよび労力を要せずに入手可能なものを考慮する。

IFRS第9号は、上記を反映し、合致した方法である限りにおいては、算定方法を特定しておらず、PD (probability of default : 基準日時点の件数のうち一定期間にデフォルト状態に陥る件数の割合) とLGD (loss given default : デフォルト時の残高のうち最終的な損失額の割合) を用いた方法の他、貸倒実績率を用いた方法を適用することも可能です。いずれの場合でも、将来予想に関する情報を考慮することが必要になります。適用ガイダンスのExample 8およびExample 9において例示されている将来予想に関する情報をどのように反映するかが最も検討および対応が必要な分野だと思われます。

Q2 予想信用損失の見積りにおいて、一番発生頻度の高い单一のシナリオのみを採用できますか？

A

一番発生頻度の高い单一のシナリオのみを使用する方法は認められておらず、発生確率で加重平均した金額を算定します。発生する可能性のあるすべてのシナリオを考慮する必要はないものの、少なくとも2つのシナリオ（信用損失が発生するケースと発生しないケース）を反映して決定する必要があります。

Q3 担保付のローンを提供しています。現時点では債務者の信用状態は良好であり、担保物件の処分は想定されませんが、担保物件処分による見積りキャッシュ・フローは予想信用損失の見積りに反映させますか？

A

予想信用損失の見積りには、担保行使により見込まれるキャッシュ・フローの金額とタイミングを反映します。この場合、担保行使が行われる可能性の高低は考慮しません。

ステージ2の資産として残存期間にわたる予想信用損失を計上する場合であっても、担保物件の価値が高い場合には、結果的に予想信用損失の金額が小さくなるケースもあります。

Q4 12カ月の予想信用損失とは、翌12カ月に不足するキャッシュ・フローですか？

A

ステージ1の商品には、12カ月の予想信用損失を計上しますが、これはステージ2、ステージ3で計上される残存期間にわたる予想信用損失の一部です。12カ月の予想信用損失は、翌

12カ月に債務不履行が起こると企業が予想する商品に発生する損失でも、翌12カ月にわたって予想されるキャッシュの不足額でもありません。

具体的には、報告日から12カ月以内に発生する可能性のある不履行事象によって生じる予想信用損失ですので、たとえば、12カ月のPDに倒産時のLGDを乗じることによって算定されます。12カ月のPDはより長期（たとえば3年や5年）のPDよりも低いため、12カ月の予想信用損失は、残存期間にわたる予想信用損失の一部となります。

Q5 直接償却はどのような場合に行いますか？

A

金融資産のすべてまたは一部について、回収が合理的に予想されない場合、グロスの帳簿価額を直接減額することにより、直接償却を実施します。たとえば、企業が担保物件を競売にかける計画で、30%以上の回収が合理的に予想されない場合には、70%を直接償却しなければなりません。なお、回収が合理的に予想されないという指標、および直接減額したものの担保権行使を行う金融資産についての直接償却の方針の情報などは、開示対象になります。

4. FVOCI区分の負債性金融商品

Q1 投資適格な債券は、予想信用損失の計上は不要ですか？

A

信用の質の悪化の評価に伴う複雑性を低減するために、報告日における金融商品の信用リスクが低い場合（たとえば、内部の信用格付が外部の信用格付の「投資適格（investment grade）」と同等である場合には、その商品の信用リスクは低いと考えられる）、金融商品の信用リスクが当初認識時より著しく増加していないとみなす容認規定が導入されています（参照2.Q6）。

したがって、投資適格な債券は、ステージ1に分類されることになり、12カ月の予想信用損失を測定します。

Q2 公正価値が帳簿価額を上回っています。減損損失の計上は不要ですか？

A

債券の信用の質の悪化の評価を行うことが必要です。仮に市場リスクや流動性リスクの変動によって公正価値が帳簿価額を上回っていても、ステージ1の場合は12カ月の予想信用損失が認識されます。また、著しい信用リスクの増加があれば、ステージ2に移動し、残存期間にわたる予想信用損失が認識されます。

5. オフバランス項目への適用

Q1 オフバランス項目も予想信用損失の認識対象ですか？

A

金融保証契約、ローンコミットメントは、実際に保証履行が行われたり、ローンが実行されるまでは、キャッシュ・フローの支払いはないため、オフバランスとなっていますが、これらの契約は実質的に与信活動であり、金融機関では通常、貸出金等と同様に信用リスクが管理されています。

IFRS第9号は、このような商品にも、原則的なアプローチを適用して、単一の減損モデルを適用しています。

これまでのIFRSにおいては、金融保証は保証の可能性が高くなった場合の損失額を、また、ローンコミットメントは貸出が行われた場合の貸倒損失をIAS第37号に基づいて、負債計上しますが、新たな減損規定の適用によって、損失を計上するタイミングは早くなります。

Q2 金融保証契約、ローンコミットメントの引当金の計算はどのように行われますか？

A

いずれも、保証履行または貸出を行うという取消し不能な約束をする時点で12ヶ月の予想信用損失を引当金に計算します。その後、残存期間にわたる予想信用損失を計上するタイミングは、ローンコミットメントは関連する貸付金、金融保証は特定の債務者の債務不履行のリスクの変動に応じて判断します。

金融保証契約の予想信用損失の金額は、被保証者に対して支払う金額から被保証者等による回収が期待される金額を控除して計算します。

ローンコミットメントの予想信用損失の金額は、保有者が貸出枠を利用した場合の約定弁済額と返済見込み額との差額です。利用率の見積りが実務上の論点となります。

なお、減損規定に従って計算された予想信用損失額と、当初認識時の公正価値からIFRS第15号に基づいて認識された累

積収益を控除した金額とを比較し、高いほうが金融保証契約あるいは市場金利より低い貸出金利のローンコミットメントの事後測定の金額となります。

6. 売掛債権、契約資産およびリース債権

Q1 短期の売掛債権等についても、取引先の信用リスクの変化を評価しなければなりませんか？

A

通常の売掛債権は回収までの期間が短く、IFRS第15号で規定される「重要な財務構成要素」はありません。このような売掛債権等については、信用リスクの変化を評価する方法をとらずに、常に「残存期間にわたる予想信用損失」を、予想信用損失に係る引当金に計上します。

一方、債権回収までの期間が長期で、「重要な財務構成要素」が含まれる売掛債権の場合には、原則的なアプローチをとるか、「残存期間にわたる予想信用損失」を予想信用損失に係る引当金に計上するかを、会計方針として選択することができます。

なお、売掛債権だけではなく、IFRS第15号で定義される「契約資産」にも、同様の会計処理を行います。

Q2 売掛債権の予想信用損失はどのように計算しますか？

A

売掛債権については、IFRS第9号において、実務上の簡便な計算方法として引当マトリックスが例示されています（図表2参照）。引当マトリックスとは、延滞期間ごとに売掛債権を分類し、その期間ごとの過去の不履行率を算出したものをベースに、期末時点の残高に対する引当金を計算するものです。なお、過去の不履行率に将来に関する見積りを織り込んだ予想不履行率が利用されます。

図表2 引当マトリックスによる予想信用損失

	グロスの帳簿価額	残存期間にわたる 予想不履行率	残存期間にわたる予想信用損失引当金 (グロスの帳簿価額×残存期間にわたる 不履行率)
延滞なし	CU15,000,000	0.3%	CU45,000
1日—30日延滞	CU7,500,000	1.6%	CU120,000
31日—60日延滞	CU4,000,000	3.6%	CU144,000
61日—90日延滞	CU2,500,000	6.6%	CU165,000
90日超延滞	CU1,000,000	10.6%	CU106,000
	CU30,000,000		CU580,000

出典：IFRS 第9号 Example12 をベースに作成

Q3 リース債権は、リース物件を担保として保全されていますが、どのように予想信用損失を計算しますか？

A

リース債権は、「重要な財務構成要素」が含まれる売掛債権の場合と同様に、原則的なアプローチをとるか、「残存期間にわたる予想信用損失」を予想信用損失に係る引当金に計上するかを、会計方針として選択することができます。

リース物件が担保となっているため、その処分による予想キャッシュ・フローを予想信用損失の測定の際に考慮します。

- 「著しい信用リスクの増加」や信用が毀損している証拠を判定するために用いた方法
- 不履行の定義と当該定義を選択した理由
- 予想信用損失の見積りに用いたインプット、仮定、算定技法（どのように将来に関する情報を組み入れたか、算定技法や仮定に変更がある場合にはその理由も含む）
- 直接償却の方針
- ステージごとの増減表と重要な帳簿価額の増減
- 担保およびその他の信用補完に関する情報
- 信用リスクの内部管理と整合するような信用リスク・エクスプロイヤーの内訳開示

7. 利息収益

Q1 各ステージでどのように利息収益が計算されますか？

A

ステージ1とステージ2の金融資産については、予想信用損失に係る引当金を控除しない償却原価、つまり、グロスの帳簿価額に当初の実効金利を乗じて計算します。

ステージ3は、予想信用損失に係る引当金を控除した償却原価、つまり、ネットの帳簿価額に当初の実効金利を乗じて計算します。回収が見込まれない部分の利息収益は認識されません。

IV おわりに

IFRS第9号の減損規定は、主に銀行および類似金融機関に以下のような影響があると考えられます。

- 判断の増加、その複雑さの増大
- 自己資本、財務制限条項への影響
- 重要業績評価指標（KPI）への重要な影響
- 詳細な開示規定
- 不良債権の引当てが増大し、変動が大きくなる可能性がある

導入にあたっては、このような影響を理解し、業務プロセスの設定やデータの蓄積などの対応を進めていくことが重要です。

Q2 不良資産への利息収益は不計上とすべきでしょうか？

A

Q1に記載したように、ステージ3に移動した金融商品について、信用毀損の証拠があっても、利息収益は計上します。日本基準では、利払日を相当期間経過しても利息の支払いを受けていない債権および破産更生債権等は未取利息を計上してはならない、とされているため、この相違については留意が必要です。

8. 開示

Q1 どのような開示項目に留意が必要ですか？

A

日本基準では貸倒引当金について、計上基準（会計方針）、引当金明細表以外には、詳細な開示が行われていません。このため、特に以下の項目について、データの捕捉、情報収集など適用にあたり留意が必要です。

本稿に関するご質問等は、以下までご連絡くださいますようお願いいたします。

有限責任 あづさ監査法人
IFRS アドバイザリー室
azsa-ifrs@jp.kpmg.com

KPMGジャパン

marketing@jp.kpmg.com
www.kpmg.com/jp



本書の全部または一部の複写・複製・転訳載および磁気また光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以後においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2014 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.